

「囲炉裏の会」運営規約

(名 称)

第1条 本会は、「囲炉裏の会」と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務局を山口市吉敷佐畑 4-4-13 に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員自らが主体となり活動し、生きがいを見つけ健康寿命を伸ばすことを目的とする。また、活動を通して会員相互の親睦を図ると共に多世代の交流を積極的に行い地域の安全安心に寄与する。

(活動内容)

第4条 本会の目的を達成するために空き家・遊休地を利用して高齢者並びに多世代が交流できる場を提供し、次の活動を行う。

- ・地域の弱高齢者への支援
- ・子供の居場所提供（学童保育終了後等）
- ・畑作り（家庭菜園として開放、児童・高齢者等の収穫体験）
- ・その他会員の知識、経験を活かす活動。

(会 員)

第5条 本会の会員は、本会目的に賛同する者。

(役 員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 代表
- (2) 副代表
- (3) 会計

2 役員任期は、1年とし、「囲炉裏の会」総会にて互選する。

第7条 代表は、この会の業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、これに事故あるとき、又は欠席のときは、その職務を代行する。

3 会計は、会の現金の収支を記録し総会にて報告し承認を得る。

(会 議)

第8条 原則毎月第二土曜日に定例会を開催する。

2 代表は、必要に応じて会員を招集することが出来る。

第9条 会議における議決事項は、出席者の過半数の賛同をもって決定し、決定内容は、速やかに周知する。

(そ の 他)

第10条 規約に定めのない事項は、別途協議の上定める。